

○経済産業省告示第 号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号（外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年九月二十八日

経済産業大臣 名

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払（イ、<u>ロ又はソ</u>に掲げるもの（以下この号及び第六</p>	<p>一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払（イ又は<u>ロ</u>に掲げるもの（以下この号及び第六号に</p>

号において「第一号対象者」という。）に対して行う支払及び第一号対象者による支払については、当該第一号対象者のために当該第一号対象者以外の名義で行われるものその他の当該第一号対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。

イ）レ （略）

ソ） イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に關与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上

において「第一号対象者」という。）に対して行う支払及び第一号対象者による支払については、当該第一号対象者のために当該第一号対象者以外の名義で行われるものその他の当該第一号対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

イ）レ （略）

（新設）

機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に
関与する者を指定する件（令和七年外務省告示第

号）で定めるものをいう。）

二〇四（略）

（削る）

二〇四（略）

五 居住者又は非居住者による本邦から外国へ向け
た支払であつて、イランの拡散上機微な核活動と
して外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理
事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事
前承認により加盟国が許可することが可能となる
資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活
動を指定する件（平成二十八年外務省告示第十八

五・六
(略)

号)で定めるものをいう。)に寄与する目的で行
う取引又は行為に係るもの

六・七
(略)

○経済産業省告示第 号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年九月二十八日

経済産業大臣 名

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号に掲げる契約を含む。第五号において同じ。）に基づ</p>	<p>二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号に掲げる契約を含む。第五号において同じ。）に基づ</p>

く特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金
銭の借入契約に該当するもの（同条第二項の規定
により読み替えて適用する同条第一項第四号に掲
げる契約で電子決済手段等の借入契約に該当する
ものを含む。第五号において同じ。）に基づく特
定資本取引を除く。）であつて次に掲げる者との
間で行うもの（イ、ロ、ホ又はツに掲げる者との
間で行うものについては、当該非居住者のために
当該非居住者以外の名義で行われるものその他の
当該非居住者のために直接又は間接に行われるも
のを含む。）

く特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金
銭の借入契約に該当するもの（同条第二項の規定
により読み替えて適用する同条第一項第四号に掲
げる契約で電子決済手段等の借入契約に該当する
ものを含む。第五号において同じ。）に基づく特
定資本取引を除く。）であつて次に掲げる者との
間で行うもの（イ、ロ又はホに掲げる者との間で
行うものについては、当該非居住者のために当該
非居住者以外の名義で行われるものその他の当該
非居住者のために直接又は間接に行われるものを
含む。）

イソソ (略)

ツ| イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬
手段の開発に関与する者として外務大臣が定め
るもの(国際連合安全保障理事会決議に基づく
資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上
機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与
する者を指定する件(令和七年外務省告示第
号)で定めるものをいう。)

イソソ (略)

(新設)

○経済産業省告示第 号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次の表のように改正し、令和 年 月 日から施行する。

令和七年九月二十八日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条 第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を 原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認 を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべ</p>	<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条 第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を 原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認 を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべ</p>

き場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項 目 番 号	関税率表 の番号等	貨物名
(略)	(略)	(略)	(略)
ロシア (原油 及び石油製品 についてはロ	(略)	(略)	(略)

き場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項 目 番 号	関税率表 の番号等	貨物名
(略)	(略)	(略)	(略)
ロシア (原油 及び石油製品 についてはロ	(略)	(略)	(略)

<p>シアを原産地とする場合に 限る。)</p>			
<p>イラン</p>			<p>輸出貿易管理令（ 昭和二十四年政令 第三百七十八号） 別表第一の一の項 及び二の項の中欄 に掲げる貨物、同 表の三の項（二） 七に掲げる貨物（</p>
<p>シアを原産地とする場合に 限る。)</p>			<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>			<p>(新設)</p>

			欄に掲げる貨物				
第 2 (略)				第 2 (略)			

○財務省
経済産業省 告示第 号

外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令（令和五年財務省、経済産業省令第一号）第二条第一号の規定に基づき、外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令第二条第一号イの規定に基づき、主務大臣が指定する特定の者等を定める件（令和五年五月財務省、経済産業省告示第五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年九月二十八日

財務大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 武藤 容治

第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に關与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に關与する者を指定する件（令和七年九月外務省告示第 号）で定めるものをいう。）